

中国生態公益林補償制度における政府間財政関係*

金 紅 実
張 忠 任
劉 燦

はじめに

中国は広い国土の割には森林資源が乏しい国であり、長い歴史の中で経験した戦乱や開発行為によって1949年の建国当時の森林被覆率はわずか8.7%しかなかった。1950年代に水土保持に関する条例が公布され、特に1970年末には三北防護林建設¹⁾や主要河川流域²⁾における防護林建設等の森林保全政策がスタートし、1998年には天然林資源保護等6つの領域にわたる重点生態建設事業³⁾が実施された。これらの事業が功を奏して、国全体の森林状況が少しずつ改善されるようになった。国の第7次森林資源調査（2004-2008）では、国土森林の被覆率が20.36%まで改善されたことが確認できた⁴⁾。これらの森林政策は、何れも森林の生態的機能に注目し、生態系の修復を目的として実施されたものであろうが、政策の実施過程において公共財政が大きな役割を果たした。その背景には①社会主義市場経済の進展に伴う政府や財政の公共的機能への転換と②30年間の高度経済成長による財源の順調な蓄積がそれを支えたからといえる。

これまでの中国環境政策関連の研究では、公害対策資金メカニズムの解明や公害生成要因の解明及び公害制御策とその仕組みの解明等の公害問題を題とする成果が多く、生態環境保全に関する研究が少なかった。特に生態環境保全政策に関する資金調達メカニズムの解明やコスト負担問題及び政府間財政関係の研究は数少ない。このように多くの研究課題を抱える中で、本研究は生態公益林建設事業における補償制度に注目し、公共財としての公益性への財政学的なアプローチを中心に、政策の執行過程における中央財政と地方財政の役割や財政資金の移転を中心とする政府間の財政関係を明らかにする。

本稿は、まず公共財理論をもとに中国の生態公益林の公益性や公共財としての性格について検討し、これまで行われた国の造林政策における政府間資金負担メカニズムを考察すると同時に、国の行財政システムを通じて、特に1980年代以降の財政改革や政府間の財政移転制度改革の中で、造林予算の政府間移転メカニズムの特徴と課題を考える。次に、国が定める国家級生態公益林の基準や公益林の建設及び管理維持コストにおける中央財政の負担構造やその特徴を整理する。さらに、江西省の生態公益林の事例を取り上げ、地方生態公益林建設の実態や資金メカニズムについて検討を行う。最後に、本研究のまとめとし、生態公益林の資金メカニズムの特徴と政策事務負担における府間財政関係の特徴とその課題の総括を行おうとしている。

1. 森林公益的機能認識の日中比較

2000年に施行された中国森林法実施条例では、森林資源を「森林資源は、森林や林木、林地、及び森林や林木、林地に依存して生息する野生動物及び植物、微生物を含む」と定義している。この定義からは、森林がもつ多様な生態的機能を侷うことができる。森林は人間社会の生産・生活活動の持続可能な発展のために木材資源を提供する木材生産機能を有する。同時に水源の涵養や水土保持、生物多様性の維持、二酸化炭素の吸収等、私たちの安全な生存基盤となる生態的機能を有する。この2つの機能は本来相反する関係ではなく、相互依存の関係にある。森林の木材生産機能の好循環は生態的機能の向上につながり、生態的機能の向上はかえって木材生産能力の向上のために有利に働く側面がある。

しかし、人間社会の長期にわたる開発の歴史の中で、木材資源を採取しすぎた結果、森林の生態的機能が低下し、やがて我々の生存基盤を脅かす事態まで発生した。日本の明治や大正時代の森林政策に保安林制度が登場し、保安林の伐採が厳しく制限され、2000年前後から中国でも生態公益林制度が注目されるようになったのは、このような木材生産機能と生態機能の均衡関係が破壊され、我々の生態基盤に危機が生じたことを意味する。

近代経済学を基礎とする財政学では、公共財の性質を非排除性、又は非競争性もしくはその両方として捉える。これは市場機能の排除原則、つまり市場取引は代価を払わない者とは取引を行わず、財やサービスの提供又は消費対象から排除するという原則と相反関係をもつ。ポール・サミュエルソンはこのような公共財の等量消費の概念を定式化し、公共財とは何人もその財の便益享受から排除できない財であり、一旦供給されれば社会構成員全員が同一の量を等しく消費するような財であるとした。

戦後の日本財政改革に対して深い影響力をもったシャウプ勧告（1949年）は、国が無償に提供する公共サービスは①国家保持、②集団消費、③現物による所得再分配、④その他の産出高測定の難しさや付保できない費用、または集団の一体性等の項目から構成するとした。片桐らはシャウプ勧告の上記の理由について、市場によって供給が不可能または供給困難な財は①③④であると指摘し、このような財やサービスは政府の無償提供によるしかないとした⁵⁾。

石崎涼子は日本の森林公益的機能と公共財を論じる際に、森林が保有する水源含養機能や土砂流出の防止機能、レクリエーション利用等の保健休養機能、林木の育成過程における二酸化炭素の吸収と炭素貯蔵機能等の公益的生態機能に注目し、国有林や民有林を対象に設定された保安林制度の公共財として妥当性を検討し、中央と都道府県間の政府間財政関係が果たした役割を明らかにした⁶⁾。

日本の保安林制度の歴史は江戸時代の各藩による留山等の保全措置に遡ることができるが、明治時代の森林法（1897）の定めによって初めて保安林制度が確立された。現行の森林法は1951年に制定され、当法は第25条から第40条にわたって森林保護制度における特別規定を行い、水源の涵養、土砂の崩壊及びその他の災害防備、生活環境の保全及び形成等の特定の公共的目的のために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事の権限によって保安林として指定することができるとした。そして、公益性の種類によって17種類の保安林に区分した。

日本の森林所有形態は国が所有する国有林のほか、地方自治体が所有する公有林と私有林の総称として定義される民有林に区別される。法律では保安林の公益機能を確保するた

めに、森林所有者に対して森林保全と適切な管理、施業を内容とする作為義務と、立木の伐採や土地の形質の変更等に対する不作為義務を規定している。同時に、資金調達の手段の一つとして①保安林整備事業費補助金、②保安林損失補償事業費補助金、等の優遇措置を導入している。現在、国有林の殆どと民有林の約三割が保安林に指定されている。

その中で民有林の管理監督は都道府県によって行われるため、国の補助金や財政補償資金は政府間財政移転制度を通じて執行され、各都道府県財政はそれぞれの財政事情や政策要請に基づいて上乗せ政策等の優遇策を講じる場合がある。ここでいう①保安林整備事業費補助金は、第一に民有保安林（国土保全上又は国民経済上、特に重要な流域の水源涵養のための保安林、土砂流出防備のための保安林及び土砂の崩壊防備のための保安林を除く）の指定や解除を行う事務、及び第一の目的で指定された保安林の指定施業要件（指定時に定められる保安林としての機能を果たすために最低限守るべき森林の取扱い方法）の変更の事務、の遂行に必要な経費に対して行う補助制度を指す。これは平成12年から2分の1の補助率で都道府県によって実施されている。②保安林損失補償事業費補助金は、民有保安林の指定に伴う伐採制限によって発生する経済的な損失について行う経済的な補償制度である。具体的には、国は保安林の指定に伴う立木伐採制限、立木資産凍結に対する利子相当分の経済補償を行い、都道府県は飛砂防備や防風、干害防備等の公益機能の保全を目的とする保安林にかかる損失補償を指す⁷⁾。この制度は昭和37年から実施され、2分の1の補助率で都道府県によって実施されている。この2つの財政措置の他に、保安林の造林事業に対して行う税の控除や造林補助政策融資⁸⁾等の優遇制度も存在する。このように日本の保安林は、国や都道府県による税財政優遇政策の実施によってその公益性が実現され維持されている。

中国の生態公益林の定義及び政策的な位置付けは、日本の保安林制度とほぼ同じである。森林が保有する多様な生態的機能に注目し、人間の生産、生活の持続的な発展のために行われる木材生産を目的とする造林事業や森林伐採事業の中から、人間の生存基盤にかかる必要最小限度の公益的空間として一定の割合の森を確保し、保全措置を施すことを政策目的とする。

中国の森林は所有形態からみた場合、法規定に基づき国有林と集団所有林に区分される。農民の造林、育林の積極性を引き出すために、2000年以降から集団所有林（多くの場合、村が共同所有する）の制度改革が行われ、立木に対する農民の所有権と林地の利用権を認めるようになった。また森林を機能面から生態公益林と経済林（商業林と呼ぶ場合もある）に区別している。日本の保安林と同様に、中国の生態公益林は必ずしも国有林に限定されるものではなく、集団所有林もその認定対象となる。

現行の制度では、国の委託事務として①造林事業を中心とする6つの領域にわたる国家重点森林事業の地方への委託事務、②国家重点生態公益林の管理に関する委託事務、③集団生態公益林の育林コスト及び伐採制限に伴う経済損失に対する補償事務等が含まれる。そのほかに、各級地方政府においても法律や国の奨励政策の影響、または地元のニーズに基づいて省級、県級、市級のそれぞれの生態公益林制度を導入するケースがあり、今後も広がる趨勢にある。地方生態公益林の認定手続きや関連必要補償資金の支払方法は、原則上、国の重点生態公益林の財政制度や政府間資金移転制度に依拠して行うケースが多い。

2. 中国の政府間機能配分制度の展開と造林政策の政府間資金分担メカニズム

森林財政は国の予算制度の一部であり、国の森林政策の傾斜状況を表す重要なバロメーターである。そのため、森林予算の執行過程は、国の財政制度の特徴やその改革の諸要素に左右されやすい側面をもつ。

中国の本格的な森林再生事業は、1978年の三北防護林建設事業から始まる。当時は脆弱な経済基盤の再建が最優先政策課題として位置付けられ、多くの社会資源が生産力の解放、つまり経済発展のために動員された。他方で、資源の不足や砂漠化等の低下した生態機能の脅威を認識し、近代化の初期段階から造林事業を中心とする生態環境保全政策を実施してきた。また、公害対策における政府の不作為の多発現象とは対照的に、生態環境保全政策においては国や地方政府の資金面での積極的な関与がみられ、財政資金の投入規模はますます拡大する一方で、カバーする公共政策の範囲も広がりを見せている。

かつての計画経済の時代には国営企業の経営活動への介入を通じて、経営計画や経営資金の調達の中に企業の汚染対策資金を組み入れる傾向があった。要するに実質上の汚染源対策費用の負担者は国であり、国家財政であった。近代企業制度の導入や市場経済の競争原理が導入されてからは、国や財政機能は企業経営から撤退し、企業の汚染源対策は汚染者負担原則や企業の社会的責任の理念の下で原因者が負担する仕組みに転換した。しかし、地方政府の経済発展ノルマや経済政策の自主権限が拡大するにつれて、地方財政の重要な財源となる地方経済主体に対する汚染源コントロール政策の中では癒着関係や汚染行為を見逃すという現象が発生しており、その結果一定の経済基盤と技術開発能力を形成しているにも関わらず、公害対策が一向に進まないことから、環境の悪化をもたらしている。要するに公害対策の領域では、市場の資源配分機能の失敗と政府の資源配分機能の失敗が同時に発生している。それに対して生態環境保全政策の領域では国の多くの財政資金を投下し、公共財や公共サービスの重要な要素として位置付けている。表1はこのような政策傾向を示すものである。

表1からは、財政資金の投入状況と政策領域の拡大傾向から国や地方政府の造林事業を中心とする生態環境保全政策の具体的な取り組みをうかがうことができる。これらの事業は、国の重点事業または特定事業として実施され、国の委託事務として政府間の財政移転制度を通じて地方の政策執行をコントロールした側面がある。

1997年以前においては、西北・華北・東部の三北防護林建設事業を初め、長江等主要

表1 国の生態環境保全事業と関連支出

単位：億元（%）

年度	国家投資		総投資額	十大林業生態事業 ⁹⁾	全国生態環境重点事業	天然林保護	退耕還林	京津風砂対策	野生動植物	湿地
1979-89	3.5	56.5%	6.2	3.5	—	—	—	—	—	—
1990	1.3	50.0%	2.6	1.3	—	—	—	—	—	—
1998	30.1	62.7%	48.0	7.9	1.6	20.6	—	—	—	—
1999	52.5	68.4%	76.8	12.7	4.7	35.1	—	—	—	—
2000	89.4	79.0%	113.2	16.5	—	58.3	14.7	—	—	—
2001	135.3	76.4%	177.1	14.6	—	88.8	24.8	5.9	1.2	—
2005	321.1	89.2%	360.1	9.1	—	58.5	218.6	32.5	2.4	—
2006	325.5	92.1%	353.3	8.5	—	60.4	222.5	31.0	3.1	0.7

出所：『中国林業年鑑』（各年度）より筆者作成。

河流の上中流地域や太行山や主要平原の防風林建設事業を中心に行ってきた。当時は国全体の資源配分計画における造林事業の位置付けや国全体の資金力不足等の諸制約によって、国全体の投資規模は、非財政資金の投資も含めて、年間わずか3億元未満の小規模にすぎなかった。しかし1998年には年間30億元を超え、その後も年々拡大し続けた結果、2001年には135億元を超え、2006年には325億元を超えるまでに至った。支出項目の内容からわかるように、それまでの十大林業生態保護事業に加えて、1998年には国家林業重点事業である天然林資源保護事業がスタートし、2000年には退耕還林事業が、その翌年の2001年には北京天津風砂源対策と野生動植物保護事業が加えられ、2006年には湿地保護事業がスタートした。また、これらの事業全体における国の財政資金のウェイトもますます大きくなり、2006年には約9割を占めるに至った。

その背景には3つの社会的要因がある。1つは、環境政策の取り組みの特徴によるものである。中国の環境問題は、かつての日本や先進国のように、一定の経済的基盤を形成してから環境問題に対処し、環境問題が直面した政策課題を順次克服したことに対して、中国は経済開発の初期段階から環境問題に対処しなければならず、工業型公害問題や都市廃棄物の問題、生態環境の破壊問題等、いくつかの重大な政策課題を同時に複合的に対処しなければならない現実に直面したのである。経済的、資金的側面の制約が大きかったこともあって、有限な資源を緊急性かつ優先度が高い分野の順に配分していく必要性があった。その結果、国の生態環境保全事業も最初の段階では小規模でしか対処できなかった。そして、一般予算による恒久的予算措置ではなく、国家の重点プロジェクトまたは特定プロジェクトの形式という暫定的な措置を採用し、財政資源の蓄積が一定程度に達してからはじめて大規模な資金投入を行ったのである。その頃からの社会的政策要請も強くなったことから、プロジェクトの対象範囲を徐々に拡大させていった。

2つ目は、社会主義市場経済の発展と財政改革の進展に伴って政府及び財政機能が次第に公共的領域へシフトしていくという制度のダイナミックな変化の影響が大きかった。1998年以前の環境政策は、県以上の国有企業を対象とした都市部中心の汚染源対策に重点がおかれた。政府機能と国営企業が一体的経済体をなしている特殊な構造の中で、国の財政資源の多くが国営企業経営に投下された。1998年の国有企業の近代化企業制度の改革によって政府機能と分離され、企業の汚染源対策費に占める財政支出の割合が顕著に減少する等、それまでの企業経営活動への介入手段を通じて行ってきた環境対策の特徴から脱離することができた。その結果、資本主義市場経済を対象とする市場の失敗の補完機能が中国の財政機能においても現れ始めたのである。それまでの国の環境対策費が企業の汚染源対策に投下されていたケースから一変し、公共財としての性格をもつ造林事業等の生態環境保全領域に傾斜するようになった（金2011：163頁-71頁）。

3つ目は、経済の開放改革政策の導入に伴って浸透された社会主義市場経済体制下の財政制度改革、特に政府間の財政移転制度の改革は多くの課題を抱えつつも、政府間の機能配分のために徐々に機能し始めたのである。中国の政府間財政関係の発展は、概ね三つの段階に分けて考察することができる。第一段階は1984年から1994年であり、公共財としての政府の公共サービスの提供機能が形成され始めた時期である。第二段階は、1995年から2005年であるが、分税制の導入や公共財政の用語の提起に見られるように、政府の公共的配分機能が確立され拡大していった。第三段階は、2006年から現在に至るまで、政府の公

共機能が拡充され、国全体を対象とした基本公共サービスの均等化（ナショナルミニマムの実現）の実現能力が一層鮮明になり、福祉国家の政策課題が重要視された時期である。

このような公共財政への機能転換を図る中で、政府間財政関係も変化を遂げ、機能面の拡充を図ってきた。第一段階では、国営企業の経営システムにおける資本主義競争原理の導入による必然的な結果として、それまで担ってきた一部都市部住民に対する公共サービスの提供機能を次第に社会の公共的領域に広げようになり、それによる国や地方財政に対する公共サービスのニーズが強くなった。分税制改革は支出面の分権傾向を強める中で、歳入面の国のマクロ政策のコントロール能力とそのため財源確保が優先的に考慮された。そのため、国民の対人サービスの多くを担う地方財政の歳入と歳出の関係では不均衡が生じた。その結果、国は地方財政の国民に対する公共サービスの提供義務を強く求める一方で、緊急かつ重大な社会問題の解決策として、特定事業計画を打ち出し、特定財政資金の政府間の財政移転制度をもって地方の政策執行をコントロールしようとした。当時は①過渡期の財政移転制度、②特定財政資金移転、③税の還付金制度の3つの移転制度が導入されたが、その後の第二段階では、第一段階で構築された過渡期の財政移転制度を均衡型財政移転制度に発展させた。しかし、均衡型財政移転制度は名前ほどの包括的な資源支配権限を地方財政に与えておらず、地域間財政力の均衡化を目的とする一般的財政資金の移転規模が小さく、特定財政資金移転と税還付金制度による移転規模が均衡型財政移転規模を遥かにしのぐという移転構図を打破することができなかった。現行の政府間財政移転制度では依然としてこの性質を強く受け継ぐ傾向にある。この特徴は、中央財政と省級財政の関係だけではなく、省級財政と省級以下の地方財政間においても似たような構図が形成され、上級財政の集権的傾向が強まる一方で、政府間の財政移転制度をもって下級財政の公共財の提供能力を誘導し、コントロールする傾向がみられる。

表2は、2008年のデータを事例に、このような制度的発展の背景の下で行われた造林事業の発展状況を示しており、12項目（湿地保護事業は除く）に分けて各項目における防護林と特殊用途林の建設状況を示している。国家の公共事業として行われた生態公益林の建設及び保全政策は、概ね2つに分類される。1つは、1998年以前から行われた十大防護林建設事業と呼ばれる事業で、その中には1978年から始まった三北防護林建設事業とその後の時代に応じて順次に行われた長江や黄河、珠江等国内の主要河川流域の防護林事業、及び平原地域や太行山で行われた緑化事業がある。三北防護林建設は1978年に実施され、2008年の時点では第四期の建設計画期間に進んだ。長江流域及び珠江流域の防護林建設事業と平原や太行山の緑化建設事業は2008年の時点で第二期の建設計画期間に入った。もう1つは、1998年以降に実施された6大国家林業重点事業と呼ばれるものである。具体的には、天然林資源保護事業や退耕還林（山の傾斜地の畑を森に戻す）事業、京津風砂源対策、野生動植物保護及び自然保護区建設事業、湿地保護事業、木材速成生産基地の建設事業の6つが含まれる。森林の生態的機能を保全し向上させることが政策目的であったため、前の3つの項目には防護林の建設項目が含まれる。野生動物保護及び自然保護区建設事業、湿地保護事業は造林事業ではなく、森に保護区域を設定することで野生動植物や生態系の循環システムを保護する意味合いから、造林事業や生態公益林の建設は行われない。木材速成生産基地の建設事業は造林事業が行われるものの、木材生産が政策目的であるため、生態公益性の向上を目的とする防護林建設は政策対象とならない。

表2 2008年国家重点林業事業における生態公益林状況

単位：ha (%)

森林種類	木材用途林		経済林		防護林		薪炭林		特殊用途林	
天然林資源保護	29,823	11.1%	21,405	8.9%	950,770	32.6%	67	9.2%	6,951	48.9%
退耕環林	190,546	71.1%	92,537	38.5%	900,750	30.9%	492	67.5%	5,370	37.7%
京津風砂源対策 ¹⁰⁾	12,804	4.8%	3,481	1.4%	451,584	15.5%	/		1,173	8.2%
三北防護林 (4期)	11,713	4.4%	116,926	48.7%	368,584	12.6%	170	23.3%	554	3.9%
長江流域防護林 (2期)	5,493	2.1%	680	0.3%	66,077	2.3%	/	/	/	/
沿海防護林	8,838	3.3%	2,720	1.1%	62,654	2.1%	/	/	33	0.2%
珠江流域防護林 (2期)	2,062	0.8%	947	0.4%	33,964	1.2%	/	/	/	/
太行山緑化 (2期)	923	0.3%	1,058	0.4%	78,154	2.7%	/	/	147	1.0%
平原緑化 (2期)	1,729	0.6%	392	0.2%	1,952	0.1%	/	/	/	
野生動植物保護・ 自然保護区建設	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
木材速成 生産基地	3,975	1.5%	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	267,906	100%	240,146	100%	2,914,489	100.0%	729	100.0%	14,228	100.0%

出所：『中国林業年鑑』（2009）のデータより筆者作成

このように国の造林事業の中では、特に森林の生態的公益機能を保持し向上を図るために、防護林と特殊用途林の建設枠を設けて、造林事業全体のうち一定の割合で一定程度を保持できるように政策誘導を行う。各項目における生態公益林の傾向を考察すると、何れの項目においても防護林の割合が非常に高いことが読み取れる。全体の総額に対しては84.8%を占めているが、特に天然林資源保護事業と京津風砂源対策の項目ではそれぞれ94.2%と96.3%を占めている。退耕還林事業及び京津風砂源対策、その他の防護林建設事業では、平原防護林建設事業を除いて、全体として約7割を超えるという結果を示している。残念ながら現行の林業統計制度の未熟やデータ整備の不足によって、国全体の造林面積における生態公益林の割合と国有林及び集団林のそれぞれの造林事業における生態公益林の割合を正確に読み取ることができない。しかし、国の第7次森林資源調査（2004～2008）で示された国土森林の被覆率が20.36%であることや、第12次（2011～2015）全国森林発展計画における森林被覆率の達成目標が30%であることからうかがえるように、中国の森林資源の高度に占める割合は低く、健全な生態機能を回復するにはなお長い道のりが残っている。

3. 国家級生態公益林の概念定義と資金メカニズムの特徴

前節で述べたように、中国の造林事業は木材生産を目的とするほかに、森林のもつ生態的機能にも注目してきた。しかし、森林がもつ様々な機能を生態的機能という概念で捉えるようになったのは1990年代の末頃である。生態公益林という用語が誕生したのもこの頃である。

中国では1984年に初めて森林法が制定され、1998年に改正が行われた。森林法第4条で

は森林の性能別分類に関する規定が行われ、①防護林、②木材用途林、③経済林、④薪炭林、⑤特殊用途林の5つの種類に区分された。2000年に施行された中国森林法实施条例では、第8条において「国家重点防護林及び特殊用途林は、國務院林業主管部門の提案に基づき、國務院の批准を経てから公布する。地方重点防護林及び特殊用途林は、省・自治区・直轄市人民政府の林業主管部門が提案し、当該人民政府の批准を経て公布する。その他の五種類の森林については、県級人民政府の林業主管部門が国の森林区分規定及び当該人民政府の発展計画の内容に基づき策定し、当該人民政府の批准を経て公布する」「省・自治区・直轄市の行政区域内の重点防護林及び特殊用途林の面積は、当該行政区域内の森林面積の30%を下回ってはならない」と規定した。森林法实施条例では初めて、生態公益林に関する国の責任及び各級地方政府の責務を規範化した法的根拠である。

森林法で定めた政策目標を実施する手続き法として、2001年には国家林業局によって国家公益林認定弁法（暫定）（以下、弁法と称する）が公布された。弁法では、森林種類に基づき林業経済活動を行うことや、国家級公益林と地方公益林の事務分担ルールについて明確な規定を行った。この弁法では生態公益を次のように定義した。「公益林とは、生態的効果の発揮を主とする①防護林、②特殊用途林を指す」と規定した。この規定の定義に基づき林業統計の数値を森林種類別に集計すると表3のような内容になった。これは毎年の森林種類別の造林面積を取りまとめたデータであるが、国が行う種類別の造林事業から、国全体の生態公益林の建設状況を読み取ることができる。

林業統計書の発行や関連データの整備状況によって、1996年以前の造林データを入手することができなかったが、1990年代の前半までは、造林事業の全体における防護林の割合が大きくないことがわかった。1996年の防護林の割合が27.8%を占めたが、この水準は1999に至るまで増加の傾向にあるものの、大きな改善は見られなかった。大きな進展がみられるようになったのは、2000年以降からである。その後は全体として約7割の水準で推移していることが読み取れる。

1998年の天然林資源保護国家重点プロジェクトを実施して以来、天然林の伐採を全面的に禁止し、天然林の管理や育林政策に転換した。それに加えて従来の十大防護林建設事業が継続的に実施されたほか、退耕還林政策等の6つの国家重点森林保全事業が実施された。特に2000年の生態公益林の認定弁法が実施されてからは、防護林や特殊用途林からなる生

表3 森林種類からみる全国生態公益林の蓄積過程 単位：ha（%）

年度	木材用途林		経済林		防護林		薪炭林		特殊用途林		合計
1996	1,710,850	34.8%	1,672,020	34.0%	1,368,610	27.8%	150,040	3.0%	17,860	0.4%	4,919,380
1997	1,465,050	33.6%	1,371,310	31.5%	1,366,230	31.4%	135,490	3.1%	16,850	0.4%	4,354,930
1998	1,459,680	31.4%	1,394,820	30.0%	1,772,020	38.2%	167,030	3.6%	17,500	0.4%	4,811,050
1999	1,418,010	28.9%	1,403,880	28.6%	1,948,540	39.8%	115,300	2.4%	14,980	0.3%	4,900,710
2004	871,132	15.7%	456,691	8.2%	4,210,768	76.0%	49,966	0.9%	9,522	0.2%	5,598,079
2005	607,547	16.7%	337,816	9.3%	2,678,214	73.7%	16,074	0.4%	8,291	0.2%	3,647,942
2006	481,629	17.8%	403,322	14.9%	1,824,687	67.3%	4,837	0.2%	3,450	0.1%	2,717,925
2007	610,367	15.7%	478,417	12.3%	2,790,172	71.5%	7,993	0.2%	20,762	0.5%	3,907,711
2008	782,109	14.7%	850,771	16.0%	3,697,163	69.4%	4,020	0.1%	19,672	0.4%	5,353,735

出所：『中国林業年鑑』（1992～2009）のデータに基づき筆者作成

態公益林の面積が、木材生産を目的とする木材用途林を上回るまで増加した。1990年代から続いた2桁の高度経済成長の負の産物として物価指数の上昇が続き、ここ数年の人民元高は国内産木材市場の価格低迷につながり、林業農家の木材生産需要が減少した¹¹⁾のが一因として考えられる。木材生産需要の低下は企業や林業農家の造林意欲の低下を招き、木材生産を用途とする造林面積の伸び悩みは結果的に森林の生態的機能の向上にも影響を及ぼす。そのような意味では、国や地方による生態公益林制度の導入は、国の森林資源を確保し、森林の生態的機能の保持のために重要な役割を果たす。また、市場の調整機能によって資源配分がうまくなされない場合において、公共財としての生態公益林建設が行われることは国の持続可能な発展を担保し、国民の安全な生態的生存基盤を確保する上で、国や地方政府の欠かせない責務となる。

弁法では、国家公益林の具体的な確定範囲を規定し、包括する具体的な内容は次の12項目に及ぶ。①河流の源流、②河流本流及び一級、二級支流の沿岸、③重要な湖沼及び集水容量が1億m³以上の大型ダムの周辺地形第一層となる山及び平地1000m範囲内、④海岸沿線の第一層となる山及び平地1000m範囲内、⑤荒漠化自然現象が深刻な乾燥地域の天然林と森林密度が0.2以上の沙地低木林、オアシスの人工防護林、その周辺2km以内の砂漠化固定のための基幹林帯、⑥雪線以下500m及び氷河外枠2km以内、⑦傾斜度36度以上で土壤層が貧弱、岩山、伐採後の森林の生態機能の回復が困難な自然条件、⑧国鉄、国道、国防道路の両岸も第一層となる山及び平地100m範囲内、⑨国境線沿い20km範囲内及び軍事制限区、⑩国務院によって自然及び人文遺産区域及び特別保護意義のある地区、⑪国家級自然保護区及び重点保護1級、2級野生動物物種及びその生息森林、野生動物類自然保護区、⑫天然林保護プロジェクト区域内の伐採禁止と定められた天然林、という12の規定区域における森林、林木、林地を公益林の認定範囲とした。

この基準に基づく国家級生態公益林の申請批准手続きは、行政末端機構に属する地方林業部門が地元の実情に基づいて森林所有者との協議を経て、郷人民政府→県人民政府→省人民政府→国務院の順番に、上級主管林業部門に順次申請手続きを行い、最後は国務院の林業主管部門が審査批准を行うという図式である。申請及び審査手続きは法規定に基づくものであり、森林所有者の利益保障については慎重に取り扱う様子がうかがえる。

同時に、これらの政策の保険措置として、生態公益林の森林所有者、特に集団所有林と地方国有林の伐採制限に伴う経済損失に対する経済的な補償制度を講じた。国務院は2001年、2004年、2007年、2009年において、それぞれ国の森林生態便益補償に関する規定の改善を図った。

2004年に制定された中央森林生態便益補償基金の管理弁法では、「国の補償基金は重点公益林の管理者の造林、育林、保護、管理に対して一定基準に基づいて、特定資金による補償を行う」と定めた。中央財政の予算編成に組み入れた補償基金は、国家林業局の認定を受けた国家級重点公益林の事業項目に対して補償財源として充当するとした。

国家重点公益林の補償基準も、2001年、2004年、2007年、2009年と4回にわたって修正を行っている。2004年までは国有林と集団林に対して一律に年間5元/ムーと規定し、森林管理者の給与等の支払い基準を4.5元、地方林業主管部門の公共経費として0.5元を定めたが、2007年には森林管理者への給与支払い基準を4.75元と改めた。また、2009年には林業農家の経済便益への補償や物価指数の上昇等の社会的な変化要素を考慮し、支払い基準を9.75元に

表4 国家重点公益林に関する補償資金の内訳

単位：元/ムー

年度	森林管理者の給与又は林業農家への補償費苗木、整地、育林経費	森林火災防止等の公共経費	合計
2004	4.5（一律基準）	0.5	5
2007	4.75（国有林、集団林）	0.25	5
2009	4.75（国有林）、9.75（集団林）	0.25	5（国有林）、10（集団林）

出所：財政部・国家林業局の「中央財政森林生態便益補償基金管理弁法」の2004、2007、2009年のそれぞれの公文書の内容に基づき筆者作成¹²⁾。

更に引き上げた。一方で、国家重点公益林の管理や整備等の公共経費の取り分が年間0.5元/ムーから更に0.25元に引き下げられた。その目的は限られた財源を可能な範囲で農家の経済利益を補償する方向に調整し、地方政府の取り分については農家の補償資金の取り分を流用する行為または恣意的な割合の変更行為を厳しく制限した。

4回にわたる補償基準の改正は、2009年の林業農家への補償水準を引き上げたことを除いて、他の項目においては大きな改善内容がみられない。国有林への補償基準や地方林業行政の日常的な維持管理及びインフラ整備コストについては、実質上殆ど改善されなかったことになる（表4参照）。

国の補償資金制度は、国内の物価指数の上昇による労働コストや生産コストの上昇及び都市と農村の賃金格差による若手労働力の流出などの市場誘因との競合関係の中で実施された。2001年当時の物価指数の下では、年間5元/ムーの補償基準は幾分か妥当性があったと考えられるが、農村の労働コストが高騰し続ける状況の中で、国有林の公益林だけでなく、集団林も森林管理者の給与不足分に対する補てんを行っている。財政権をもたない村では、村の日常事務の人件費を中心とするわずかな予算から補てん資金を捻出するほか、村への公共事業の誘致活動を通じて、生態公益林の管理経費のための資金調達を行うという事態が発生している¹³⁾。

同様の現象が、林業火災防止等の公共経費として地方財政に支払われた補助金にも起きている。高度な経済成長は量的成長の面では豊かさをもたらしたものの、急成長の背景で軽視してきた国民福祉や環境問題等の社会問題を解決する手段としての社会的共通資本¹⁴⁾の整備を遅らせてきた。そのために、そのような経済成長の裏腹に取り残された負の遺産が今になって大きな社会問題となり、生態公益林の整備のほか、多くの公共領域の社会的ニーズが増加し、政府の重荷となり、公共財政の大きなプレッシャーと化しているのが現状である。このような予算制約の中で、限られた財政資源配分を林業農家の経済的便益を優先する方向にもっていったと考えられる。他方で、地方財政への取り分を縮小させ、農民の取り分を確保すると同時に、国の事業コストにおける地方の財政負担を強いることになった。その結果、地方政府が負担する国家生態公益林の維持コストは高く、政府間財政移転資金の不足分への補填財源の確保が一つの課題となっている。

中国は森林資源が乏しく、それぞれの地域の地理的環境の特徴による多様性が現れている。そのために、地域ごとの政策提案や独自の政策開発が重要な政策ポイントとなる。しかし、国の生態公益林に関する諸規定では、認定基準や伐採制限の規定、補償基準にいたるまで全国画一的に定める傾向が強いことから、政策執行過程における地方の柔軟な対応空間が少ない欠陥をもつことになる。同一基準で認定された国家級生態公益林の場合でも、

水資源が乏しく年間平均降雨量が少ない北方地域や乾燥半乾燥地域と水資源が豊富で気候が温暖な南方地域とでは、森の成長スピードや密度の形成などにおいて大きな差異が発生する。北方では保護対象や伐採禁止の対象にされる森の場合でも、南方では成長しすぎた結果として適切な伐採管理が必要となってくる場合がある。

現行の生態公益林の諸規定は、育林や造林に関する具体的な規定を行ったものの、適正な管理における間伐等の適正伐採に関する規定を設けていない。そのために、既に成熟林を抱えている南方の森では、かえって森林の生態的機能の低下を憂慮すべきケースが現れており、地域問題の特殊性に応じて適切な間伐作業が必要となることが発生している。また一定の条件を満たした森林における適切な間伐作業を認め、生態公益林の一律伐採禁止の規定を柔軟に解除することは、不足しがちな地元の森林保全財源を補充し、林業農民や国有林の経営者の経済収益につながることから、生態公益林の育林動機を更に引き出す政策効果を実現できる可能性もある。

4. 江西省の事例からみる地方生態公益林の実態と資金メカニズム

現行の制度では、中国の生態公益林補償制度は国家級、省級、県級、市級の4つの種類に分類される。今後の研究で更に事例を踏まえた上で結論を導く必要性もあるが、国の森林政策や生態公益林制度に関する文献の中から、現行の制度では地方生態公益林の中で省級生態公益林が占める割合が高く、財政資金の調達方法や補償制度の運営方法においても一定の制度化ルールに基づいて運営されていることがわかった。しかし、現行の林業統計体系ではこのような地方の取り組みを反映する情報が少なく、地方の生態公益林の発展状況や運営実態を定量的に示すことには一定の困難がある。また、地域の自然環境条件や経済発展の状況、及び地方政府の政策傾斜の状況によって地域ごとの差異が存在すると考える。

この節では、江西省における省級生態公益林制度の事例を紹介し、政策の執行プロセスや資金調達ルートとその特徴を考察する。上述したように、江西省の事例がどのぐらいの普遍性をもつのかについては、不確実性を払拭できない課題を抱えているが、現地調査で得られた結果及び限られたデータから実態やメカニズムの解明に努める。以下では江西省の省級生態公益林を考察事例として取り上げるが、以下においては地方生態公益林と称する。

地方生態公益林制度は、申請登録制度から補償基準及び伐採禁止の規定に至るまで、概ね国の生態公益林の諸規定に準拠して整備されている。

表5は、1992年から江西省の全体で取り組んできた生態公益林の建設状況を表した内容である。国の森林法で定められた森林の種類別の造林事業の中から防護林や特殊用途林の建設状況を考察するのが目的である。国の生態防護林の建設傾向からみられたように、1990年代の前半においては、全省の造林事業における防護林の割合は非常に少ないことがわかる。1998年に至るまでわずか10%台で推移している。防護林の割合が増加し始めたのは2000年の前後であるが、これは国の政策方針によって生態公益林の概念が導入された時期とほぼ一致する。防護林の建設面積の推移からはむしろ、1990年代の前半から後半にかけて減少し続ける傾向を捉えることができる。

これは国が自らの事業として生態建設事業に乗り出したことや生態公益林の建設におけ

表5 江西省生態公益林の推移

単位：ha（%）

年度	合計	木材用途林		経済林		防護林		薪炭林		特殊用途林	
1992	435,000	277,100	63.7%	50,700	11.7%	81,500	18.7%	23,600	5.4%	2,100	0.5%
1993	243,300	157,900	64.9%	44,100	18.1%	29,100	12.0%	12,200	5.0%	／	／
1994	251,900	145,000	57.6%	55,200	21.9%	37,900	15.0%	13,200	5.2%	600	0.2%
1995	250,100	144,000	57.6%	54,700	21.9%	37,300	14.9%	13,200	5.3%	900	0.4%
1996	191,400	90,000	47.0%	58,400	30.5%	29,700	15.5%	12,400	6.5%	900	0.5%
1997	81,000	46,920	57.9%	25,110	31.0%	7,180	8.9%	1,560	1.9%	230	0.3%
1998	53,100	23,700	44.6%	21,800	41.1%	7,100*	13.4%	500	0.9%	／	／
1999	36,700	12,600	34.3%	12,100	33.0%	11,400*	31.1%	600	1.6%	／	／
2000	35,200	13,400	38.1%	10,300	29.3%	11,400*	32.4%	100	0.3%	／	／
2001	37,100	10,300	27.8%	6,400	17.3%	20,200	54.4%	200	0.5%	／	／
2003	219,700	21,300	9.7%	24,400	11.1%	173,000	78.7%	1,000**	0.5%	／	／
2005	47,589	20,736	43.6%	3,911	8.2%	22,142	46.5%	333	0.7%	467	1.0%

出所：『中国林業年鑑』（1992～2009）のデータに基づき筆者作成

*：1998年から2000年までの防護林数値は特殊用途林を含む。

**：2003年の薪炭林の数値には、特殊用途林の数値を含む。

る地方政府、特に省政府の作為責務に対する明確な規定が大きく影響したと考える。2001年の森林法の実施にかかる条例では、「地方の生態公益林の割合が地方の保有する森林全体の30%を下回ってはならない」という明確な規定を行っている。その上で、①政府機能の公共的性格の向上や②分税制の導入とその後の財政制度改革の進展によって政府間機能配分制度が次第に明確にされたことがプラス的要因として作用したと考える。また、これまでの高度経済成長がもたらした地方財政の財政資源の蓄積や資源配分の支配空間、および自主裁量権の増加等の要因が、地方公共財の提供能力を向上させ、公共政策としての生態公益林事業により多くの資源配分を行える環境が整備され始めたからと考える。

一方で、江西省の木材生産を目的とする木材用途林や経済林¹⁵⁾の造林面積は、1990年の前半から一貫して減少し続けていることがわかる。上述したように、国内の高度な経済成長と国民の生活水準の向上に伴う国内木材市場の需要が大きく伸びたにも関わらず、地方の木材生産への動機づけはむしろ減退する傾向にある。この傾向は、将来のための木材資源の備蓄のために不利に働くだけでなく、地方森林における生態的機能の低下につながる恐れがある。そのような意味では、生態公益林による生態サービスの補強が更に重要性を増しているといえる。

江西省の地方生態公益林の整備は、2000年に国によって公布された森林法実施条例が大きな原動力となる。2000年以前の森林の公益的機能が正式に認められ、生態公益林という概念が定着していなかった時代には、長江や珠江等主要河流流域における国の防護林建設事業や1998年から始まった天然林資源保護関連の建設事業等が国の委託事務として地方で行われ、それが地方の生態公益林の建設事業に占める割合が大きかったと考える。2000年に生態公益林の概念が提起され、生態公益林補償制度が整備されてからは、国が認定する国家級生態公益林建設事業のほか、退耕還林等の国による6大林業重点事業の地方への委任事務が、地方独自の地方生態公益林建設事業と相まって地方の生態環境保全政策をリードしてきたと考えられる。

表6 江西省地方（省級）生態公益林補償基準

単位：元／ムー

年度	森林管理者の給与又は林業農家への補償費苗木、整地、育林経費	森林火災防止等の公共経費	合計
2004	4.5	0.5	5（国の基準）
2007	6	0.5	6.5
2009	10	0.5	10.5
2011	15	0.5	15.5

出所：「江西省生態公益林補償資金管理弁法」（2004、2007、2009、2011）の公布内容より筆者作成

そういう意味では、国や地方の生態公益林は必ずしも新しい造林事業によって建設された公益林のみを認定対象としているのではなく、既存の造林事業の中で既に生成され、しかも法規定によって地域の発展や社会安定に対して重大な影響を及ぼすものとして公益性が認められた森林を認定対象としている。

そのため、国の委託事務として行った造林事業（その中には生態公益林認定された森林も含む）については、政府間の財政移転制度を通じて中央財政の特定資金が地方に交付された。その中で、造林事業費の多くの割合を中央財政が負担した（金2011：145頁-161頁）。

他方で集団林の場合は、造林事業は農村の村単位や小規模の生産グループによって行われるケースが多く、村人は義務植樹をもって労働力を提供し、地元の地方政府がインフラの整備や苗木の提供、種の空中散布に必要な飛行機の手配等を行うなどして、村民と地元の政府の共同作業によって実現されるケースが少なくない¹⁶⁾（江西省遂川県林業局）。したがって、この場合は国の重点林業事業とは違って、集団所有の森林が国家生態公益林に認定されたとしても、国による実質上の造林コストはほとんどなく、生態公益林の補償制度によって経済的な補償がなされたとしても、林業農家または地元地域社会の造林コストの一部に過ぎず、また補償資金の規模が小さいことからその殆どが森林管理者の給与に充当される等、実質上の経済的な補償効果がないことが現状である。江西省の現地調査では、国が定める現行の公益林補償制度では、森林管理コストへの支払いという意義が強く、生態公益林の認定によって伐採の制約を受け、経済的な損失を被った林業農家に対する経済的な補償措置としては不十分な制度であることが明らかになった。

これに対して、表6は江西省における地方生態公益林の補償資金の状況を示したものである。2004年の時点では、国の補償基準に準拠して同様基準の補償金制度を実施していたが、地域の林業農家や林業企業の苦境をくみ取って2007年、2009年、2011年にかけて連続して補償基準を引き上げる措置をとった。今後も更に補償基準を引き上げていく可能性すらある。江西省の取り組みは、国の生態公益林補償制度とは異なり、補償対象やその基準の設定において国有林と集団林の区別を行っていない。

江西省のこのような取り組みが物語るように、表5の2000年以降の全省の防護林の造林面積は順調に増加する傾向を示しており、経済林や木材用途林が減少し続ける中で、その割合は大きくなっていった。

おわりに

本稿を通じて明らかになった点はおおよそ以下のとおりである。

まず、本来資本主義市場経済を対象とする公共財は、社会主義市場経済の移行期経済を前提とする中国の財政機能変化の中で、生態公益林の公益性を通じて機能することを解明した。市場経済の浸透に伴って、政府や財政の補完機能が少なくとも生態公益林の保全政策領域ではますます拡充され、健全化に向かっている実態を捉えることができた。

次に、分税制の導入や政府機能配分システムが浸透される中で、かつての国家主導や中央主導に基づく公共政策の実施体制とは別個に、地方の公共機能への社会的要請が強まる中、地方の自主財政要素の増加を背景に、地方独自の公共政策の一事例を補足することができた。地域間の経済格差や自然環境の差異が存在するため、江西省の取り組みを直ちに普遍的な傾向に結び付けるには論拠が不足すると考える。

しかし、国家生態公益林補償制度における政府間財政移転制度を通じて、事務権限と財源保障の不均衡の実態やそのような財政関係の中でも地方財政の公共サービスの供給能力がますます強まる傾向を捕捉することができた。また、国の生態公益林補償制度は地方の生態公益林補償制度を規範化し、生態公益林の建設事業を牽引する役割を果たしてきたものの、地方の林業農家や国有林及び地方財政が担う国の委託事務の補償資金としては、十分な補償機能を果たしてこなかった実態を明らかにした。

なお、補償は、本来国や行政が適法な公益活動の中で経済的な不利益を与えた時に行うべき損失補償を意味する。このような意味では、中国の生態公益林補償制度が本当の意味での損失補償に値するかどうかについてももう少し議論が必要となる。これを今後の課題とする。

注

*本稿は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構・総合地球環境学研究所研究プロジェクト「東アジア生業交錯地域における水と人間—現代と伝統から探る未来可能性」（代表者村松弘一、2011-2013）と科学研究費助成事業「中国における政府間財政関係の新展開に関する調査研究」（代表者張忠任、課題番号：23402036、2011-2015）による中国での現地研究調査に基づき、中国における生態公益林補償制度について政府間財政関係を中心に検討しようとしている。

- 1) ここでいう「三北」とは、中国の東北地区、華北地区、西北地区を指す。このプロジェクトは1978年から始まった国家重点プロジェクトであり、現在第4期に入った30数年間の継続事業の一つである。東は黒竜江省賓県から始まり、西は新疆烏孜別里山の入り口まで広がる全長8000km、幅400-700kmに上る壮大なプロジェクトであり、鄧小平氏によって「グリーン長城」と命名された。
- 2) ここでいう主な河川流域は、長江上流中流地域、淮河・太湖流域、黄河中流地域、珠江上流中流地域、遼河上流中流地域を指す。国家十大防護林政策の一環として1979年から順次実施された。流域防護林建設プロジェクトは現在も継続的に行われている。
- 3) 1998年に発生した長江大洪水被害事件を契機に、中国政府は生態系機能の重要性を改めて痛感するようになり、関連予算を大幅に増加させると同時に、天然林資源保護や退耕還林（草）、京津風砂源対策、動植物保護及び自然保護区建設、湿地保護、森林資源速成拠点建設等、6つの分野の大規模の国家森林重点プロジェクトを開始した。
- 4) 金紅実「中国の生態保全事業と環境財政—造林事業を中心に」、北川秀樹編著『中国の環境法政策とガバナンス』晃洋書房、2011年、145頁-161頁。
- 5) 片桐正俊編著『財政学（第2版）転換期の日本財政』東洋経済新報社、2007年、135頁-164頁。

- 6) 石崎涼子「森林政策における政府間財政関係」、諸富徹・沼尾波子『水と森の財政学』日本経済評論社、2012年、17頁-42頁。
- 7) 農林水産省林野庁のHPの内容に基づき整理した。
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/bunyabetsu/index.html> (2013年5月1日アクセス)
- 8) 石崎 (2012, 前掲) 論文では、民有林の造林助成制度における融資政策によって、1950年代から1980年代にかけてこの融資制度によって造林事業の中で、高い貸付残高に苦しまれる造林者の実態を指摘した。しかし、本論文はこのような融資制度や補助金制度、及び補償制度による政策効果を研究対象としないため、本論文では言及しない。
- 9) 「十大林業生態事業」は、三北防護林建設事業を含め、長江は黄河、珠江、淮河等主要河流の沿岸地域の防護林建設事業から構成される。
- 10) 京津風砂源対策は、北京や天津等の地域で発生する黄砂問題に対処するために、その発生源となる北京市北部の内モンゴル自治区や河北省、遼寧省の交差地域で行う砂漠化対策を指す。
- 11) 2013年3月の江西省の生態公益林調査で明らかになった。
- 12) ムー (亩) は、中国の土地面積の単位である。1 ムーは20/3 アールであって、約6.667アールとなる。
- 13) 2013年3月の江西省遂川県の現地調査では、国有林及び集団林、県林業管理部門の実地調査を行い、国の生態公益林の管理及び維持コストにおける地方財政や林業農家の負担が非常に大きいことが分かった。
- 14) 宇沢弘文は、資本主義経済体制と社会主義経済体制を超えた新しい経済学理論の枠組みとして社会的共通資本を提起し、その中には①自然資本、②社会資本、③制度資本の3つの要素が含まれるとした。
- 15) 経済林の樹種は多岐にわたるが、必ずしも木材用途の樹木に限らない。経済的収益が高い果樹や食用油の原料となる樹種等を農家が選好的に植える場合が多い。
- 16) 2013年3月に行った江西省遂川県の現地調査で確認した。

参考文献

- 石崎涼子「森林政策における政府間財政関係」、諸富徹・沼尾波子『水と森の財政学』日本経済評論社、2012年
- 片桐正俊編著『財政学 (第2版) 転換期の日本財政』東洋経済新報社、2007年
- 金 紅実「中国生態環境保全事業と環境財政—造林事業を中心に」、北川秀樹編著『中国の環境法政策とガバナンス』晃洋書房、2011年
- 金 紅実「中国環境行財政システムの発展と環境予算」龍谷政策学論集第1巻第1号、龍谷大学政策学会、2011年
- 張忠任『現代中国の政府間財政関係』御茶の水書房、2001年
- 張 忠任「中国の政府間財政関係改革の趨勢——分税制の変容——」『総合政策論叢』Vol. 12、島根県立大学・総合政策学部、2009年2月
- 張 忠任「動向・経済・財政」社団法人中国研究所編集・発行『中国年鑑2009』所収、2009年5月
- 張 忠任「金融危機下における中国の財政状況と財政政策の新展開」『総合政策論叢』Vol. 19、2010年3月

キーワード：政府間財政関係、生態、環境、森林、江西省

(JIN Hongshi, ZHANG Zhongren, LIU Can)